

⑭ 明智光秀書状

〔天正一〇年（一五八二）土橋平尉（重治）宛〕

（一部修正 二〇二〇年一月一〇日）

尚以急度御入洛義、
御馳走肝要候、委細
為 上意可被仰出候条
不能巨細候、

如仰未申通候処二
上意馳走被申付而
示給快然候、然而
御入洛事、即御請申上候、
被得其意御馳走肝要候事、

一 其国儀可有御入魂旨
珍重候、弥被得其意可申
談候事、

一 高野根来其元之衆
被相談至泉河表御
出勢尤候、知行等儀手寄
以国申談、後々迄互入魂
難遁様可相談事、

一 江州濃州悉平均申付
任覚悟候、御氣遣有
間敷候、尚使者可申候、
恐々謹言、

六月十二日 光秀（花押）

雜賀五郷
土橋平尉殿

御返報

（包紙上書）

「惟任日向守 光秀

雜賀五郷

土橋平尉殿 御返報」

尚以て急度御入洛の義御馳走肝要に候、委細（闕字）上意として仰出さるべく候条、

巨細能わず候、

仰せのごとくいまだ申し通わず候処に、（平出）上意馳走申さるに付きて示し給わり快然に候、然して、（平出）御入洛の事、即ち御請申し上げ候、其の意を得られ御馳走肝要に候事、

一 其の国の儀、御入魂あるべき旨珍重に候、いよいよ其の意を得られ申し談ずべき候事、

一 高野根来其元（そこもと）の衆相談せられ、泉・河表に至り御出勢尤に候、知行等の儀、**手**寄国を以って申し談じ、後々まで互いに入魂し遁れがたき様相談すべき事、

一 江州濃州悉く平均申し付け覚悟に任せ候、御氣遣あるまじく候、尚使者申すべく候、

恐々謹言

六月十二日 光秀（花押）

雑賀五郷

土橋平尉（重治）殿

御返報

（包紙）

「惟任日向守 光秀

雑賀五郷

土橋平尉殿 御返報」

仰せのように今まで手紙のやりとりがないところでしたが、（あなたが）將軍の味方をするという手紙を（あなたから）もらって嬉しく感じます。（將軍の）入洛（京へ入ること）のことを、（即座に）私（光秀）は了解したので、その（私の）気持ちを踏まえて尽力することが大事です。

一 その国（紀州など）については、（あなたたちが）力を尽くしてくれていることはありがたい。さらに（私の）気持ちを踏まえてよく相談するように。

一 高野や根来、そこ（雑賀）の衆は相談して、和泉・河内方面へ軍勢を出すことを承知しました。知行などのことは縁故の国が相談し、これからずっとお互いに心を通わせ、不仲にならないように相談すること。

一 近江や美濃のすべての混乱をおさめ、自分の思うとおりになりました。ご心配は不要です。使者がいろいろ申します。

（追伸）御入洛のこと、援助や味方が大事です。詳しいことは將軍がおっしゃいますから、詳しくは述べません。